

補助金評価シート

区分	重点・重点以外	補助根拠	(法令補助)・その他補助	開始時期	平成28年4月1日	終期	平成31年3月31日
補助事業名 [下段に制度概要を記載]		(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所建設事業費補助金 社会福祉法人等が(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を整備する際に、施設整備に要する費用の一部を助成する。					
款・項・目		民生費 老人福祉費 老人福祉施設費					
所属等		福祉部 高齢者支援課 企画係				電話 025-226-1295	

年 度		28年度(1年目)		29年度(2年目)		30年度(3年目)	
予算額等の推移	予算(千円)	197,500	県 160,000	247,000	県 192,000	375,500	県 288,000
	決算(千円)	158,000	県 128,000	81,500	県 64,000	375,500	県 288,000
補助率		46.4%		56.4%		未定(実際の申請により決定)	
目 標		第6期介護保険事業計画(H27~29年度)に基づく整備目標量「15か所、定員435人」のうち、H28・29年度分「10か所、定員290人」の確保 第7期介護保険事業計画(H30~32年度)に基づく整備目標量「15か所、定員435人」のうち、H30年度分「5か所、定員145人」の確保 <目標が数値でない場合の評価方法>					
目標に対する達成度(指標)	達成率100%以上					100.0%	145人
	達成率 80%以上			80.0%	116人		
	達成率 50%以上	60.0%	87人				
	達成率 50%未満						
	目標が非数値化 ※取扱基準に記載した評価手法に基づく達成度について記入してください						
補助事業者による情報の公表		施設パンフレット、ホームページ、竣工公告等					

評価欄	チェック	a. 補助対象経費は事業の直接経費となっているか	○	e. 指標の推移が維持・向上しているか	○
		b. 補助率は1/2以内か	×	f. 補助事業者による情報の公表は適正に行われているか	○
		c. 補助額が5万円以上になっているか	○	g. 目標は数値化されているか	○
		d. 収入が過剰になっていないか(繰越金が生じていないか)	○	h. 目標は補助金の成果を検証しやすい設定か	○
	×になった項目に対する今後の取組	<a~fにおける取組> b 国県制度を基礎とする定額補助であるため、各案件により実行補助率は異なり、施設規模や他施設との合築など補助事業者の創意工夫などにより整備費が安価となる場合は、実行補助率が1/2を上回ることもある。 <g~hにおける取組>			
	目標未達成の原因分析	<期間(3年)を通して目標達成率80%未満の場合、なぜ達成できなかったか>			
① 拡充・改善 (補助率, 補助額, 補助対象経費, その他) ② 継続 ③ 廃止 ①~③の評価理由 ※目標未達成の原因分析に該当の場合はその要因を踏まえて今後どうするのかを記載すること					
必要となる介護サービス基盤の確保を図るため、介護保険事業計画において整備目標量を規定しているが、事業実施を希望する事業者が少なく、計画整備数を確保することができなかった。建設コストの高騰など、本補助制度創設当初よりも事業者の負担は増していることから、補助単価の引き上げも含めて今後検討を行う。					